成していない場合には当四半期会計期間。⑻ｂ、⑼及び⑱ｇにおいて同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

⑻　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

ａ　四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、㉓の規定により「第４　経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、㉘の規定により「第４　経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間）である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

⒜　当四半期連結累計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

また、当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載（第二号様式記載上の注意㉜ａ⑹における記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

⒝　［略］

⒞　当四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下⒞及び⑿ａにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当四半期連結累計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容。また、当四半期連結累計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項。

［⒟～⒢　略］

［削る。］

ｂ　［略］

⑼　経営上の重要な契約等

ａ　当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

ｄ　当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換したものである旨を記載すること。

⑻　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

ａ　四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下⑻において「経営成績等」という。）の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、㉓の規定により「第４　経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、㉘の規定により「第４　経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間）である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

⒜　当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。以下ａにおいて同じ。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。⒝、⒞及び⒢において同じ。）が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

⒝　［同左］

⒞　当四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項。

［⒟～⒢　同左］

ｂ　「１　事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、経営者の視点から、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｃ　［同左］

⑼　経営上の重要な契約等

ａ　当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下⑼において同じ。）において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］

ｄ　当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交